

22860『租税法入門〔第3版〕』訂正情報

◇第2刷(2024.11)

○43頁下から10行目

法務省大臣官房租税訟務課の訟務検事 → 法務省訟務局租税訟務課等の訟務検事

○79頁上から7行目

人的資産 → 人的資本

○84頁(2)上から10行目

同5条2項 → 同5条2項1号

○86頁(3)上から10行目

同120条1項5号 → 同120条1項4号

○140頁下から8行目

「関連する支出で政令で定めるもの」 → 「関連する経費で政令で定めるもの」

○144頁下から14行目

「場合。」 → 「場合に請求書や領収書の保存義務。」

○145頁 図②

費用計上 → 費用控除

○145頁 図②の下の「控除」

控除 → 費用

○146頁(3)下から2行目

取得費 → 取得価額

○146頁下から1行目

と区別 → とは区別

- 149 頁下から 5 行目
図表 10-10 → 図表 10-8

- 171 頁上から 5 行目
租特 68 条の 4 → 租特 68 条の 5

- 190 頁上から 52 行目
所税 92 条 1 項 1 号 → 所税 92 条 1 項 1 号イ

- 191 頁上から 6 行目
同 9 条の 3 → 同 9 条の 3 の 2

- 197 頁下から 3 行目
法税 4 条 4 号 → 法税 2 条 4 号

- 197 頁下から 2 行目
同条 3 項・9 条 → 同 4 条 3 項・8 条

- 199 頁(2)上から 7 行目
同 4 条 2 項 → 法税 4 条 2 項

- 199 頁(2)上から 9 行目
法税 2 条 5 号・別表 1 → 同 2 条 5 号・別表第 1

- 200 頁(4)下から 4 行目
②が適用 → ②が自動的に適用

- 200 頁(5)上から 2 行目
双揮汽船事件 → 双輝汽船事件

- 201 頁(1)下から 3 行目
別表 3 → 別表第 3

- 207 頁 14-1-1 上から 3 行目
ものものをいう → ものをいう

○219 頁上から 3 行目
同 9 条 12 号 → 同 9 条 14 号

○229 頁上から 12 行目
X に → X 社に

○232 頁 図表 15-1
[例 3] → [例 4]

○233 頁上から 9 行目
法税 23 条 6 項 → 法税 23 条 4 項

○240 頁本文上から 14 行目
同 72 条の 2 第 1 項 1 号 → 同 72 条の 2 第 1 項 1 号イ

○249 頁上から 6 行目
法税令 32 条 1 項 → 法税令 32 条 1 項 1 号

○261 頁 図表 16-6 の 1 項
③利益連動給与 → ③業績連動給与

○264 頁上から 1 行目
事前届出給与 → 事前確定届出給与

○264 頁上から 9 行目
事前届出給与 → 事前確定届出給与

○264 頁上から 13 行目
「一の職務執行期間中に複数回にわたる支給がされた場合に、当該
↓
一の職務執行期間中に複数回にわたる支給がされた場合に、「当該

○307 頁 18-5 上から 7 行目
組織再編成に伴う → 有価証券譲渡に伴う

○308 頁(2)上から 2 行目

Column6-2 → Column6-1

○310 頁上から 15 行

支出されるもの → 支給されるもの

○321 頁(2)上から 2 行目

評価・換算差額等、新株予約権 → 評価・換算差額等、株式引受権、新株予約権

○326 頁本文 3 段落目「会社側では…」上から 4 行目

同 9 条 1 項 14 号 → 同 9 条 14 号

○331 頁上から 26 行目

相税令 3 条 1 号 → 相税令 3 条 1 項 1 号

○358 頁最判平成 19・9・28 民集 61 卷 6 号 2486 頁

双揮汽船事件 → 双輝汽船事件

以上